平成２２年（フ）第２３３８号
札幌市南区澄川４条８丁目11番１号　ハイツ知名101
債務者　合田　麻理
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５７号
北海道江別市大麻宮町４番地　宮町公団６号棟201号
債務者　上口　浩輔
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６４号
札幌市東区東苗穂５条３丁目６番25―208号
債務者　蝦名　卓美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６９号
札幌市厚別区厚別東４条２丁目１番７―407号
債務者　仲村　　孝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８８号
札幌市南区澄川１条３丁目４番１号　シュヴェール澄川５号
債務者　平泉　安男
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３８９号
札幌市南区澄川１条３丁目４番１号　シュヴェール澄川５号
債務者　岡部　千草（旧姓平泉）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４９５号
札幌市西区山の手６条３丁目２番12号　セトル山の手201号
債務者　伊藤由希子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６１号
札幌市中央区南５条東３丁目11番地１　札幌ビオス館405号
債務者　田中　浩司
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５６４号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目２番７―504号
債務者　山田　正美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５号
北海道苫小牧市船見町２丁目１番13号
債務者　渡邊　素子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２６７号
群馬県安中市松井田町人見607―１　アパートサンエリアＦ―２、住民票上の住所群馬県甘楽郡下仁田町大字川井78番地
債務者　上原　育代（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２７７号
群馬県安中市板鼻716番地10
債務者　藤田　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２７８号
群馬県安中市板鼻716番地10
債務者　藤田　漠美
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２４２号
静岡県田方郡函南町間宮727番地の１
債務者　髙田　　聡
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４０３号
名古屋市中村区稲葉地町５丁目19番地の１
債務者　上野はるみ
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４０９号
愛知県春日井市南花長町13番地１
債務者　桑山二三代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６７号
名古屋市天白区井口２丁目805番地　シャンクレール植田607号
債務者　増田　成哉
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部